

Q2 区・自治会及び市民活動向け、あるいは市民の日常生活を対象とした助成制度があるとのことですが、どのようなものがありますか？

(1) 区・自治会、市民活動を対象とした市助成制度

(令和6年度)

担当課	補助金名	対象者	内容等
廃棄物対策課	環境サポーター推進協議会負担金	鹿嶋市環境サポーター推進協議会	50千円×11地区
交通防災課	自警団連絡協議会活動助成金	鹿嶋市自警団連絡協議会	190万円
施設管理課	市道清掃報奨金	各行政区	地区割：5千円 世帯割：300円 運搬車：2千円（上限2台） 草刈機：1千円（上限5機） ※年2回まで利用可
施設管理課	公園管理報奨金	ボランティア団体	1㎡あたり20円 上限12万円 ※年2回以上実施すること
地域づくり推進課	市民活動支援制度交付金	ボランティア団体	公益的なボランティア活動（最大3年間交付） 1年目：5万円（上限） 2年目：4万円（上限） 3年目：3万円（上限）

(2) 市民の日常生活を対象とした市助成制度

(令和6年度)

担当課	補助金名	対象者	内容等
環境政策課	犬・猫の避妊、去勢手術補助	犬・猫の避妊、去勢手術を行った者	犬：上限5千円（補助率1/2） 猫：上限3千円（補助率1/2）
環境政策課	スズメバチ駆除費補助金	スズメバチの巣を撤去した者	上限5千円（補助率1/2）
廃棄物対策課	生ごみ処理機器購入費	生ごみ処理機器購入者	生ごみ処理機：20千円（上限） コンポスト容器：3千円（上限） EM処理容器：1千円（上限） ※予算に限りがありますので、事前に担当課にご連絡ください。
都市計画課	鹿島神宮周辺地区地区計画景観整備補助金	鹿島神宮周辺地区計画の地区整備区域内で基準を満たした建築物等を建設する者	建築物：上限100万円（補助率1/2） 外構：上限50万円（補助率1/2） 建築物・外構合計：上限100万円 設計委託：上限20万円（補助率2/3）
都市計画課	既存ストック利活用補助金	空家等を解体する者又は移住のために中古住宅を改修する者	特定空家等及び不良住宅の解体：工事費用の4/5（上限30万円） 空家バンクに登録した空家等の改修：工事費用の2/3（上限30万円）
都市計画課	木造住宅耐震診断事業	昭和56年5月31日以前に着工している戸建て住宅の所有者又は同居する家族	負担金1,000円で耐震診断士を派遣する。
都市計画課	危険ブロック塀改善事業補助金	危険ブロック塀等の所有者	危険ブロック塀等の除却：工事費用の2/3（上限10万円）
下水道課	下水道接続支援補助金	供用開始後3年以内に水洗化の改造工事をした者	一律5万円 ※霞ヶ浦流域で所得や年齢等の要件に該当すれば、35万円（上限）

(3) その他の助成制度

① 市が、区長会を通して区の活動費を助成（地域活動費助成金）
40万4千円（101区：4千円／区）

② 財団法人 自治総合センター（コミュニティ助成事業）

コミュニティの健全な発展とともに、宝くじの普及広報を図ることを目的に助成。それぞれ事業を開始する前年の申請が必要です。

● 一般コミュニティ助成事業 100万～250万円

コミュニティ活動に直接必要な設備（建築物、消耗品は除く）の整備に要する経費。

● コミュニティセンター助成事業 総事業費の5分の3以内(限度額1,500万円)

コミュニティ活動推進のために、必要な集会所等施設の建設又は大規模修繕に要する経費と施設に必要とされる備品に要する費用。

● 地域防災組織育成助成事業 30万～200万円

自主防災組織が行う地域の防災活動に必要な設備（建築物、消耗品は除く）の整備に要する費用など。

● 青少年健全育成助成事業 30万～100万円

青少年健全育成事業のソフト事業に要する経費。

● 共生の地域づくり助成事業 1,000万円(ソフト事業の場合は500万円を限度)

住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備（建築物、消耗品は除く）の整備又はソフト事業に要する費用。

● 活力ある地域づくり助成事業 200万円

地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業

● 地域の芸術環境づくり助成事業 500万円

● 地域国際化推進助成事業 200万円

【問合せ先】

地域づくり推進課

内線 301